

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、地域において、人口の減少等により地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行（以下「特定地域基盤企業」と総称する。）が持続的にサービスを提供することが困難な状況にある一方で、当該サービスが国民生活及び経済活動の基盤となるものであつて、他の事業者による代替が困難な状況にあることに鑑み、特定地域基盤企業の合併その他の行為について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「私的独占禁止法」という。）の特例を定め、特定地域基盤企業の経営力の強化、生産性の向上等を通じて、将来にわたつて当該サービスの提供の維持を図ることにより、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上を図り、もつて一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とすること。

（第一条関係）

二 定義

1 この法律において「基盤的サービス」とは、次に掲げるものをいうものとすること。

(1) 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する運送サービス（専ら、一の市町村の区域を越え、かつ、一定の距離以上の路線において自動車を運行する事業として主務省令で定めるものに係るもの）を除く。）

(2) 銀行法その他の法律の規定により銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいい、同法第四条第一項の免許を受けた同法第十条第二項第八号に規定する外国銀行を除く。）が提供するサービスのうち、地域における国民生活及び経済活動の基盤となるものとして主務省令で定めるもの

2 この法律において「地域一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、(1)の基盤的サービスを提供している一般乗合旅客自動車運送事業者（全国の区域の全部又は大部分において当該基盤的サービスを提供している者を除く。）として主務省令で定める者をいうものとすること。

3 この法律において「地域銀行」とは、主として対面により(2)の基盤的サービスを提供している銀行（全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している(2)の基盤的サービスの全部又は大部分を提供していると認められる者を除く。）として主務省令で定める者をいうものとすること。

4 この法律において「公共交通事業者」とは、次に掲げる者をいうものとすること。

- (1) 鉄道事業法による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
- (2) 軌道法による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）

- (3) 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者

(4) 海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業、同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業及び同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限る。）を営む者

第二 合併等の認可等

一 合併等の認可

1 私的独占禁止法の規定は、特定地域基盤企業等（特定地域基盤企業又はその親会社をいう。以下同じ。）が、主務大臣の認可を受けて行う次に掲げる行為（以下「合併等」という。）には、適用しないものとすること。

- (1) 二以上の特定地域基盤企業等による合併

(2) 二以上の特定地域基盤企業等による吸収分割

(3) 二以上の特定地域基盤企業等による共同新設分割

(4) 二以上の特定地域基盤企業等による共同株式移転

(5) 特定地域基盤企業等が他の特定地域基盤企業等との間で行う当該他の特定地域基盤企業等の事業の譲受け等

(6) 特定地域基盤企業等による他の特定地域基盤企業等の株式の取得

2 認可を受けて行われる合併等（事業の譲受け等を除く。）により形成される企業結合集団に属する会社の役員又は従業員は、当該企業結合集団に属する他の会社の役員の地位を兼ねることができるものとすること。

（第三条関係）

二 基盤的サービス維持計画

1 特定地域基盤企業等は、合併等の認可を受けようとするときは、単独で又は共同して、次に掲げる事項を定めた計画（以下「基盤的サービス維持計画」という。）を作成し、主務大臣に提出しなければならないものとすること。

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) 合併等に係る契約の内容に関する事項

(3) 合併等に係る特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する地域の範囲

(4) 合併等を通じた基盤的サービスに係る事業の改善に係る方策及び当該事業の改善に応じた基盤的

サービスの提供の維持に関する事項

(5) 基盤的サービス維持計画の実施期間（合併等の効力が生じた日から五年を超えないものに限る。）

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、合併等による基盤的サービスの提供の維持に関し必要な事項

2 主務大臣は、合併等の認可の申請があつた場合において、三一(1)のおそれがあると認められる地域において、当該合併等に係る特定地域基盤企業が提供する基盤的サービスに係る当該合併等により生ずる競争の状況の変化により、当該基盤的サービスの利用者に対し不当な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、当該申請をした特定地域基盤企業等に対し、基盤的サービス維持計画に、当該不当な不利益の防止のための方策を定めることを求めるものとすること。

3 基盤的サービス維持計画には、当該合併等に係る特定地域基盤企業が提供する基盤的サービスに係

る需要に関する事項等を記載した書類を添付しなければならないものとすること。 （第四条関係）

三 認可の基準

1 主務大臣は、合併等の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る合併等が次のいずれにも適合するものであると認めるときは、当該認可をするものとすること。

- (1) 合併等に係る特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する地域の全部又は相当部分において、当該特定地域基盤企業の全部又は一部が提供する基盤的サービスに係る収支の悪化（当該基盤的サービスに係る需要の持続的な減少によるものに限る。）により、当該特定地域基盤企業の全部又は一部が当該基盤的サービスを将来にわたつて持続的に提供することが困難となるおそれがあること。
- (2) 合併等により、当該合併等に係る特定地域基盤企業が提供する基盤的サービスに係る事業の改善が見込まれるとともに、その改善に応じ、(1)のおそれがあると認められる地域において、当該基盤的サービスの提供の維持が図られること。
- (3) (1)のおそれがあると認められる地域において、合併等により、当該合併等に係る特定地域基盤企業が提供する基盤的サービスの利用者に対して不当な不利益を生ずるおそれがあると認められない

こと。

2 主務大臣は、合併等の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならないものとすること。

3 主務大臣は、2の規定による協議に際して、当該協議に係る合併等が次の各号に掲げる事由のいずれにも該当することについて、公正取引委員会の確認を受けなければならないものとすること。

- (1) 不公正な取引方法を用いるものでないこと。
- (2) 主務大臣が1(1)のおそれがあると認める地域以外の地域において、合併等に係る特定地域基盤企業が提供する基盤的サービスに係る競争を実質的に制限することとならないこと。
- (3) 合併等に係る特定地域基盤企業又は当該特定地域基盤企業が属する企業結合集団に属する他の会社が提供する基盤的サービス以外の商品又はサービスに係る競争を実質的に制限することとならないこと。

(第五条関係)

四 基盤的サービス維持計画の公表

主務大臣は、合併等の認可を行つたときは、当該認可に係る基盤的サービス維持計画を公表するもの

とすること。

(第六条関係)

五 定期の報告

- 1 特定地域基盤企業等が認可を受けて合併等を行つたときは、当該特定地域基盤企業等は、当該認可に係る基盤的サービス維持計画の実施の状況等を主務大臣に報告しなければならないものとすること。
- 2 主務大臣は、1の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を公正取引委員会に通知しなければならないものとすること。

(第七条関係)

六 適合命令

- 1 主務大臣は、認可を受けて行われた合併等が二一(2)又は(3)の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該合併等に係る基盤的サービス維持計画の実施期間内において、合併等の種別に応じて、地域基盤企業等に対し、措置を講ずべき期限を示して、必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。
- 2 主務大臣は、1の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならないものとすること。

3 公正取引委員会は、認可を受けて行われた合併等が三一(2)又は(3)の規定に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、1の規定による命令をすべきことを請求することができるものとすること。

4 公正取引委員会は、3の規定による請求をしたときは、その旨を公表しなければならないものとすること。

(第八条関係)

第三 共同経営に関する協定の締結の認可等

一 共同経営に関する協定の締結の認可

1 地域一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者又は公共交通事業者（以下「地域一般乗合旅客自動車運送事業者等」と総称する。）との間で、基盤的サービスの提供のために次に掲げる行為を行うことを内容とする共同経営に関する協定の締結を行おうとするときは、当該他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者等と共同して、当該協定の締結について国土交通大臣の認可を受けることができるものとすること。

(1) 地域において公共交通網を形成する路線若しくは運行系統、航路又は営業区域（以下「路線等」

という。）の全部又は一部について、共同して、一定の条件を定めて、利用者が当該条件の範囲内で当該全部又は一部の路線等を利用することができる定額の運賃又は料金を設定する行為その他これに類する運賃又は料金を設定する行為

（2）地域において公共交通網を形成する路線等のうち、共同し、又は分担して運送サービスを提供する路線等を定める行為

（3）地域において公共交通網を形成する路線等の全部又は一部について、共同して、運行回数又は運行時刻を設定する行為（運行回数の制限を伴うものに限る。）

（4）（1）から（3）までに掲げるもののほか、地域において公共交通網を形成する路線等の全部又は一部について、共同して、運賃若しくは料金又は路線等を定める行為その他の行為として政令で定めるも

の

2 私的独占禁止法の規定は、地域一般乗合旅客自動車運送事業者と他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が共同して行う、認可を受けた共同経営に関する協定の締結には、適用しないものとすること。

3 道路運送法第十八条から第十九条の三までの規定及び海上運送法第二十八条から第二十九条の四までの規定は、地域一般乗合旅客自動車運送事業者と他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が共同して行う、認可を受けた共同経営に関する協定の締結には、適用しないものとすること。

（第九条関係）

二 共同経営計画

1 共同経営に関する協定の締結の認可を受けようとする地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、共同して、当該協定に基づく共同経営に関し、次に掲げる事項を定めた計画（以下「共同経営計画」という。）を作成し、国土交通大臣に提出しなければならないものとすること。

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 共同経営計画の区域（以下「計画区域」という。）及び当該計画区域内において共同経営の対象とする路線等
- (3) 共同経営に関する協定に定められる（1）(1)から(4)までに掲げる行為の内容
- (4) (3)の行為を行うに際し、あらかじめ、共同経営に関する協定の当事者となる地域一般乗合旅客自

動車運送事業者等（以下「協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等」という。）の間で、当該行為により得られる収益を分配することを定める場合においては、当該分配に関する事項

(5) 共同経営の目標に関する事項

(6) 共同経営の実施期間

(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、共同経営に関し必要な事項

2 共同経営計画には、計画区域内における地域一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する基盤的サービスに係る事業の路線ごとの収支の状況等を記載した書類を添付しなければならないものとすること。

3 共同経営に関する協定の締結の認可を受けようとする地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、あらかじめ、当該申請に係る共同経営計画について、計画区域の存する市町村が組織する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第六条第一項に規定する協議会等の意見を聴かなければならぬものとすること。

（第十条関係）

三 認可の基準

1 國土交通大臣は、共同経営に関する協定の締結の認可の申請があつた場合において、当該申請に係

る協定が次のいずれにも適合するものであると認めるとときは、当該認可をするものとすること。

(1) 計画区域内に、地域一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する基盤的サービスに係る路線であつて、収支が不均衡な状況にある路線が存すること。

(2) 共同経営を行うことにより、地域一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する基盤的サービスに係る事業の改善が見込まれるとともに、その改善に応じ、(1)の収支が不均衡な状況にある路線の存する計画区域内において当該基盤的サービスの提供の維持が図られること。

(3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に照らして適切なものであること。

(4) 協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が提供する運送サービスに係る利用者に対して不当な不利益を生ずるおそれがあると認められないこと。

(5) 計画区域内において地域一般乗合旅客自動車運送事業者が行う基盤的サービスの提供の維持を図るために必要な限度を超えない範囲内のものであること。

2 国土交通大臣は、共同経営に関する協定の締結の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協

議しなければならないものとすること。

3 國土交通大臣は、2の規定による協議に際して、当該協議に係る協定が次の各号に掲げる事由のいずれにも該当することについて、公正取引委員会の確認を受けなければならぬものとすること。

- (1) 協定の内容及び当該協定の締結について不公正な取引方法を用いるものでないこと。
- (2) 加入及び脱退を不当に制限するものでないこと。

(第十一條関係)

四 共同経営計画の公表

國土交通大臣は、共同経営に関する協定の締結の認可を行つたときは、当該認可に係る共同経営計画を公表するものとすること。

(第十二条関係)

五 共同経営に関する協定の内容の変更

共同経営に関する協定の締結の認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、当該認可に係る協定の内容を変更しようとするとときは、変更後の当該協定に基づく共同経営に係る共同経営計画を提出して、その変更について國土交通大臣の認可を受けなければならないものとすること。

(第十三条関係)

六 定期の報告

1 共同経営に関する協定の締結の認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、当該認可を受けた協定に係る共同経営計画の実施の状況等を国土交通大臣に報告しなければならないものとすること。

2 国土交通大臣は、1の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を公正取引委員会に通知しなければならないものとすること。

(第十四条関係)

七 適合命令等

1 國土交通大臣は、認可を受けた共同経営に関する協定の内容が、三一(2)から(5)までの規定のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等に対し、措置を講すべき期限を示して、必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。

2 國土交通大臣は、協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が1の規定による命令に違反したときは、共同経営に関する協定の締結の認可を取り消すことができるものとすること。

3 國土交通大臣は、2の規定により共同經營に関する協定の締結の認可を取り消したときは、その旨を当該認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等に通知するとともに、公表するものとすること。

4 國土交通大臣は、1又は2の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならないものとすること。

5 公正取引委員会は、認可を受けた共同經營に関する協定の内容が三1(2)、(4)又は(5)の規定に適合するものでなくなつたと認めるときは、國土交通大臣に対し、1の規定による命令をすべきことを請求することができるものとすること。

6 公正取引委員会は、5の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならないものとすること。
(第十五条関係)

第四 雜則

主務大臣、権限の委任及び省令への委任について、所要の規定を設けるものとすること。

(第十六条から第十八条まで関係)

第五 罰則

罰則について、所要の規定を設けるものとすること。

(第十九条から第二十一条まで関係)

第六 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行するものとすること。

(附則第一項関係)

二 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとすること。

(附則第二項関係)

三 この法律の施行に伴う所要の調整規定について定めるものとすること。

(附則第三項関係)